

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年7月11日(2013.7.11)

【公表番号】特表2012-533892(P2012-533892A)

【公表日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-055

【出願番号】特願2012-520917(P2012-520917)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成25年5月27日(2013.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

太陽を追尾するための少なくとも1つの太陽光発電モジュール(4)を有する太陽光発電システムのための追尾装置であって、いずれの場合においても1つの太陽光発電モジュール(4)のための支持架台(2)を含み、前記支持架台(2)は、

前記太陽光発電モジュール(4)を支持し、実質的に垂直軸(6)を中心として回転可能な状態で取り付けられる支持構造(16)を有し、駆動部(10)により垂直追尾を行う垂直追尾装置と、

水平軸(8)を中心とする回転により、前記太陽光発電モジュール(4)の水平追尾を行う水平追尾装置と、を含み、前記水平追尾装置は、

様々な高さレベルを有するガイドトラック(24)を画定する上昇要素(22)であって、前記支持構造(16)は、前記上昇要素(22)に対して、前記垂直軸(6)を中心として回転可能である、上昇要素と、

前記垂直軸(6)を中心として前記支持構造(16)が回転運動する場合には、連結要素(28)と共にガイドトラック(24)に沿って移動し、前記水平軸(8)を中心とする回転運動を生成するために、前記ガイドトラック(24)によって画定される前記高さレベルを伝達する、機械的連結装置(28, 30)と、

前記支持架台(16)と同心に配置され、それに回転可能に固定された状態で連結され、駆動手段(12)により共通の駆動部(10)の作動動作を伝達するために設けられる駆動要素(20)であって、前記駆動要素(20)には、動作時、前記駆動手段(12)が巻き付き、複数の支持架台(2)が後者により駆動される、駆動要素(20)と、を含み、

前記支持構造(16)の部分領域(36A, 36B)の、互いに対する、前記垂直軸(16)を中心とする前記回転調節のために、調節装置(36A, 36B, 38)が設けられることを特徴とする、追尾装置。